



令和7年度 第1回大阪府発達障がい児者支援体制整備検討部会資料（資料2）

第6次障がい計画策定に向けた 発達障がい児者総合支援事業の方向性について

令和7年6月24日 14:30～16:30
大阪赤十字会館 302号室

障がい者計画及び関連する計画等の計画期間

- ◆ 大阪府では独自に「発達障がい児者支援プラン」（平成25年度）、「新・発達障がい児者支援プラン」（平成29年度）を策定し、プランの内容は第4次計画（令和2年度まで）にも盛り込んで施策を推進してきた。
- ◆ 「8050問題」や教育と福祉の連携といった、発達障がいの方だけでなく、障がいのある方全般に共通した課題も顕在化し、他の障がい児者支援施策と共通の視点で考えることも必要となってきたことに鑑み、令和3年度からの支援施策については、新プランの後継となる内容を第5次計画に位置付けた。
- ◆ 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、市町村における障がい福祉サービスの提供が確保され、各施策が確実に推進されるために必要不可欠なものであり、障がい者計画と不可分の関係にあることから、第5次計画と一体的に策定

年 度	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 ★ R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
障害者基本計画 〔内閣府〕		第4次計画(H30-R4)											
大阪府 地域福祉支援計画 〔福祉部 地域福祉推進室〕			第4期計画(R1-R5)										
大阪府 障がい者計画 〔福祉部 障がい福祉室〕				第4次計画(後期計画)(H24-R2)	★ 第5次計画(R3-R8)								
大阪府 障がい福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕			第5期(H30-R2)		第6期(R3-R5)			第7期(R6-R8)			第8期(R9-R11)		
大阪府 障がい児福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕			第1期(H30-R2)		第2期(R3-R5)			第3期(R6-R8)			第4期(R9-R11)		

次期計画策定に向けた検討

第5次大阪府障がい者計画における発達障がい児者支援の位置付け

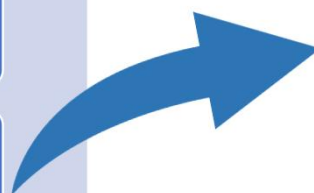
第5次大阪府障がい者計画においては、従来、十分に支援が行き届いていなかった方々も幅広く「障がい者」として捉え、必要な支援を行っていく必要があることを踏まえ、「専門性の高い分野への支援の充実」を最重点施策の一つとして掲げており、発達障がい児者への支援を専門性の高い分野として重点的に取り組むものと位置付けている。

3つの最重点施策

入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

障がい者の就労支援の強化

専門性の高い分野への支援の充実



専門性の高い分野

高次脳機能障がい者

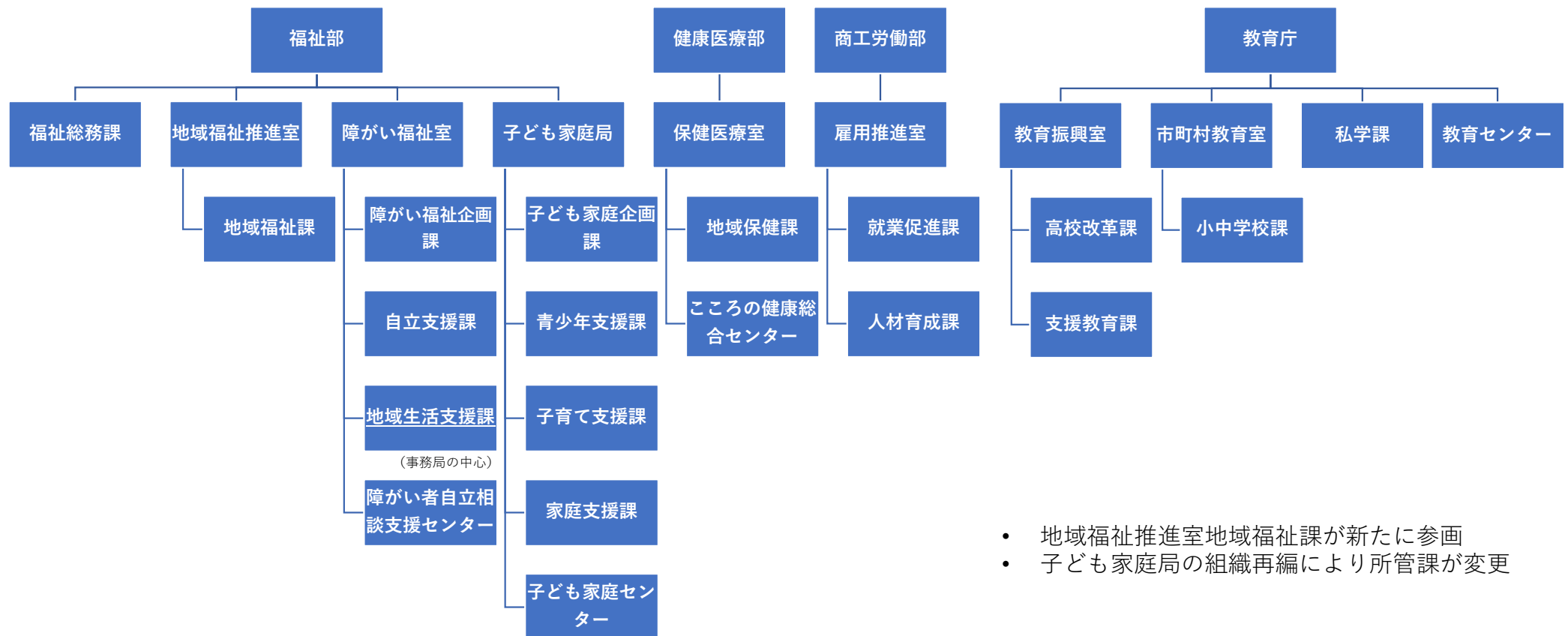
発達障がい児者

医療依存度の高い重症心身障がい児者等

難病患者

発達障がい児者支援施策庁内推進会議の構成機関

発達障がい児者支援施策の検討にあたっては、部局横断的な課題も多いため、以下のとおり各種の施策を所管する部署をはじめとした様々な機関で構成された庁内推進会議において、課題について検討を行っている。



- 地域福祉推進室地域福祉課が新たに参画
- 子ども家庭局の組織再編により所管課が変更

大阪府の発達障がい児者支援に関する主な取組

ライフステージに応じた取組

乳幼児期

1 早期気づきと早期発達支援の充実

- 乳幼児健診や保育所等巡回の取組の充実に取り組む市町村を支援
 - ・保健師向け研修
 - ・保育士・幼稚園教諭・保育教諭などの人材育成
 - ・発達障がい理解のための取組を進める。
- (他に「新・子育て支援交付金」を活用した支援)

連携部局
【福祉】
【健康医療】
【教育】

学齢期

3 教育分野における支援の充実（教育庁）

- ・「市町村リーディングチーム」充実支援事業
- ・支援教育地域支援整備事業
- ・障がいのある生徒の高校生活支援事業
- ・高校生活支援カードの実施
- ・高等学校支援教育力充実事業

連携部局
【教育】
【福祉】

成人期

4 就労支援と就労継続のための生活支援の充実

- ・就労移行等連携調整事業
- ・精神・発達障がい者等職場定着支援事業
- ・大阪障害者職業能力開発校運営事業

連携部局
【福祉】
【商工労働】

2 子どもの時期の支援体制の充実

- 発達障がい児向けに身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組を支援
- 大阪府発達支援拠点の圏域センター化により発達障がい児等に関する地域支援を実施
 - ・発達障がい児者地域支援体制整備事業＜地域発達支援事業所等サポート事業＞【43,632千円】

5 地域生活支援と相談支援体制の充実

- 府は広域自治体として、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組を支援
 - ・発達障がい者支援センター事業【34,090千円】・発達障がい児者地域支援体制整備事業＜発達障がい者地域支援力向上事業＞【9,658千円】

6 医療機関での初診待期間の解消等

- ・発達障がい児者地域支援体制整備事業＜発達障がい医療機関初診待機解消事業＞【4,366千円】
 - ①登録医療機関を増やすための専門的研修 ②診断前のアセスメント力の強化のための研修 ③拠点医療機関を核とした医療機関連携体制の確保 ④かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修

7 家族支援の充実

- ・ペアレントサポート事業【2,520千円】：ペアレント・メンター事業（ペアレント・メンター活動の普及促進）：発達障がい家族支援アドバイザー派遣事業

8 ライフステージを通じた一貫した支援のための取組

- ・切れ目のない支援を実現していくために必要な情報の引継の実施やその定着、発達障がいに係る地域での相談支援体制の充実

9 発達障がいの理解促進のための取組

- ・世界自閉症啓発デー及び発達障がい啓発週間における講演会やブルーライトアップの実施、発達障がいに対する理解促進の取組

ライフステージを通じた取組み

●発達障がい児者支援体制整備検討部会【891千円】 府域における発達障がい児者の支援体制の整備に向けた検討を行うため部会やこども・成人両ワーキングを運営

大阪府発達障がい児者総合支援事業の取組

(令和7年度予算案 95,157千円)

目的	事業名	事業内容
地域生活支援体制の充実	発達障がい者支援センター事業 (34,090千円)	発達障がい児者支援を総合的に行う拠点として、専門的な相談支援（発達支援・就労支援）や機関コンサルテーションを実施、関係機関との連携等
	発達障がい者地域支援力向上事業 (9,658千円)	発達障がい者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、地域支援マネジャーを配置し、市町村に出向き、自立支援協議会等と協働し、次の支援を実施 ① 市町村における包括的な支援（アセスメント支援、人材養成、包括的な支援体制づくりへの助言） ② 好事例の府域全体への普及支援
	地域発達支援事業所等サポート事業 (43,632千円)	大阪府が6圏域に設置する大阪府発達支援拠点を地域支援に特化した圏域の発達障がい者支援センターに位置付け、発達障がい支援に特化した個別療育のノウハウを活用した地域支援を実施。
医療機関での初診待解消等	発達障がい医療機関初診待機解消事業 (4,366千円)	発達障がいの診断に係る待機を解消するため、下記事業を実施することで、発達障がいの早期に診断する体制構築を図る。 (1) 専門医師研修（精神科、小児科） 発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした研修を実施。 (2) かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修 発達障がいの早期発見・早期支援を図るため、日頃より受診する診療所の主治医等に対して、一定水準の発達障がいへの対応を可能とすることを目的に国の研修内容を踏まえた研修を実施。 (3) 連携体制構築（発達障がい専門医療機関ネットワーク） ① 2次医療圏毎に拠点医療機関を設置し、拠点医療機関間において待機期間短縮に向けた意見交換等を実施 ② 拠点医療機関と（1）の研修終了医師が所属する医療機関（登録医療機関）の連携体制を構築し、診療機能を強化 (4) 発達障がい診断前アセスメント力強化 発達障がいの診療にあたって必要となるアセスメントに関して、医療と地域の支援機関との間で共通認識を深めることで、診療時間の短縮・効率化を図る。
家族支援の充実	ペアレントサポート事業 (2,520千円)	(1) ペアレント・メンター事業 「ペアレント・メンター」の養成・スキルアップを目的とした研修を実施。また、メンターの派遣に関する調整を行うコーディネーターを配置するとともに、メンターの活動を促進するための説明会を実施 ※ペアレント・メンター：発達障がい児の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、家族支援の取組に参画する (2) 発達障がい家族支援アドバイザー派遣事業（令和6年度～） 身近な地域で家族支援が受けられる体制整備を促進するため、市町村において、発達障がい児者の家族に対し、子どもの発達障がいの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身に着けることを支援するペアレントプログラム等が継続的に実施できるよう、アドバイザーを派遣
	発達障がい児者支援体制整備検討部会の運営 (891千円)	発達障がい児者の支援体制の整備に向けた検討を行うため、大阪府障がい者自立支援協議会に、発達障がいに関する学識経験者や当事者の会、関係機関等で構成する部会を設置。この部会は、あわせて発達障害者支援法第19条の2に規定する発達障害者支援地域協議会にも位置づけ。

早期気づきと早期発達支援の取組（保育士・幼稚園教諭向け研修）

取組の内容

塩野義製薬株式会社との連携により、「気になる子ども」への気づきを含め、発達障がいの特性理解と具体的な支援方法についての学びを通じて、保育所・幼稚園・認定こども園等における早期の段階から発達支援に関わる人材の育成を目的として、「大阪府発達障がい児支援のための保育士・幼稚園教諭研修」を実施。

- ・基礎講座 講義動画のオンデマンド配信 3クール/年間
- ・実践講座 対面形式による実践型の研修 3日間×2日程

実績

- ・基礎講座受講者 第1次配信 388人
第2次配信 224人
第3次配信 378人
3クール合計 990人
- ・実践講座修了者 前期日程 26人
後期日程 21人
合計 47人

直近の取組と今後の方針

- 受講者数の拡大に向けた基礎講座のオンデマンド化
- 受講後も園内で継続した取組の実施を促すフォローアップアンケートの実施
- 市町村の取組との連動を目指した意向調査の実施

（支援の充実に向けた今後の取組方針）

- ・乳児（0～2歳）クラスを担当する保育士等が参考とできる内容の検討
- ・市町村主催の研修における府基礎講座動画の活用（モデル実施）

（参考）計画における記載

○生活場面「学ぶ」

発達障がいの早期発見の取組み（地域生活支援課）抜粋

「…市町村の取組みと合わせて保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもに関わる気づき支援人材の育成に努めていきます。」

支援者の対応力向上に向けた取組～幼稚園教諭・保育士等への研修～

大阪府発達障がい児支援のための保育士・幼稚園教諭研修

大阪府では、平成25年度より「気づき支援人材育成事業」として、保育士・幼稚園教諭等を対象とした発達障がいに関する研修を実施してきました。平成29年度からは、「子どもの未来支援に関する事業連携協定」を締結した塩野義製薬株式会社との連携協力のもと、発達障がいの早期支援に関する人材育成の取組を進めています。

【基礎講座】

○目的

友達とうまく遊べないなど「気になる子ども」への気づきを含め、発達障がいの特性理解と具体的な支援方法についての学びを通じて、保育所・幼稚園・認定こども園等における早期の段階から発達支援に関わる人材の育成をめざす

○形式 オンデマンド形式

○対象

大阪府内の保育所・地域型保育事業所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設に勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等

○内容

研修1 「発達障がいの特性理解」 (15分～25分の動画×4本)

研修2 「子どもの行動理解に基づく支援」 (15分～25分の動画×4本)

研修3 「家族支援について」 (20分～30分の動画×2本)

【実践講座】

○目的

友達とうまく遊べないなど「気になる子ども」への働きかけを含め、発達障がいの特性理解と具体的な支援方法についての学びや実践、研修内容の園内への共有を通して、保育所・幼稚園・認定こども園等で、園の協力を得ながら早期の段階から発達支援に取り組める人材の育成をめざす

○形式 対面形式

○対象大阪府内の保育所・地域型保育事業所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設に勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等で条件を全て満たす方

○内容

実践講座1日目：「環境調整やスケジュールの工夫（構造化）」

実践講座2日目：「支援目標の絞り込みと自立に向けたアイディア」

実践講座3日目：「取り組みの発表と共有」「家族支援のロールプレイング」



大阪府発達障がい児のための保育士・幼稚園教諭研修実践講座より
物理的構造化（環境調整）の実践例

子どもの時期の支援体制の充実

取組の内容

改正児童福祉法を踏まえ、児童発達支援センター等を中核とした障がい児支援体制整備に係る広域的支援の実施等。

- (1) 地域発達支援事業所等サポート事業（R7年度再構築）
府内6つの医療圏域ごとに設置している大阪府発達障がい者支援センター地域支援オフィスに配置する地域支援マネージャーが、発達障がい児等の支援に関わる地域の事業所等に対してコンサルテーション等を実施。
- (2) 身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組を支援
発達支援拠点及び児童発達支援センター等が行う個別療育を支援
- (3) 児童発達支援センター向け研修の実施（R7年度新規）
明治安田生命保険相互会社との事業連携により、児童発達支援センター等を対象とした障がい児支援に関する研修を実施予定。

実績

- (1) 旧事業 コンサルテーション実施事業所数 74 学校数 52
- (2) 発達支援拠点 35市町 児童発達支援センター等 13市
- (3) （新規事業）

直近の取組と今後の方針

- (1) 地域支援マネージャーマネジメントチーム連絡協議会を年3回開催
圏域別市町村会議の開催等による市町村等との関係性構築
こどもWGにて広域的支援のあり方について検討予定
- (3) 令和7年秋ごろに研修を実施予定 その他、市町村に対し国庫補助の紹介

（参考）計画における記載

○共通場面「地域を育む」人材の確保と育成（「担い手」の強化） 抜粋

「発達障がいについては、個々の特性に応じた専門的な支援が求められるため、発達障がい児を支援する通所支援事業所に対して適切な支援ノウハウを提供したり、発達障がい児者の多様なニーズに対応する支援機関へのコンサルテーションを行うことで地域の支援力の向上に努めます。」

◆ 専門性の高い分野等への支援の確保 抜粋

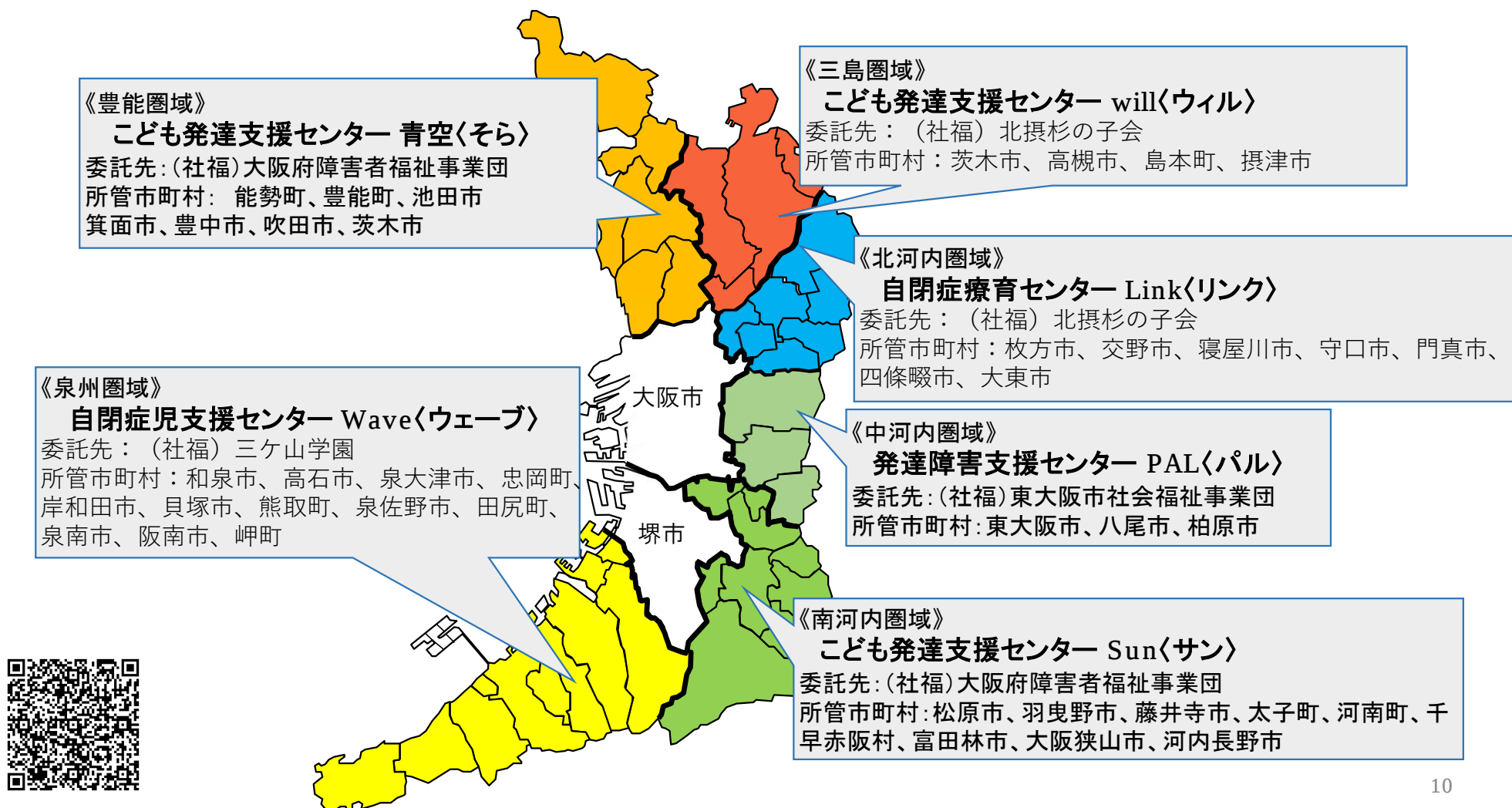
「発達障がい児者が地域で生活していく上で生じる多様なニーズに応えられるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等の多分野の関係機関が連携しつつ支援が実施できる体制づくりに努めます。」

○生活場面「学ぶ」

◆ 発達支援体制の充実（地域生活支援課） 抜粋

「発達障がい児向けに身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組を引き続き支援します。各圏域内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスに対する機関支援を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。高年齢の子ども（概ね9歳以上）は、各ライフステージにより異なる課題が存在し、支援が難しいケースが出てくるため、発達支援拠点において、支援ノウハウの蓄積を図り、支援内容を充実していきます。」

大阪府発達障がい者支援センター地域支援オフィス（発達支援拠点）の場所



専門的な相談支援（発達障がい者支援センターの運営）

取組の内容

発達障がい児者支援を総合的に行う拠点として、発達障がい児者や家族等からの専門的な相談支援、就労支援、関係機関への普及啓発等を実施。

- ・ 就労支援

アセスメント、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行う。

- ・ 普及啓発・研修事業

医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を行う。

- ・ コンサルテーション事業

発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等からの求めに応じて支援現場を訪問し、対応や支援上の課題について、アドバイスを行う。

実績（主なもの）

- ・ 相談支援・発達支援 実支援人数 **998人** 延べ支援人数 **1,195人**
- ・ 相談支援・就労支援 実支援人数 **103人** 延べ支援人数 **378人**
- ・ 普及啓発及び研修 主催又は共催 **13回** 講師派遣 **11回**
- ・ 連絡協議会の開催 **2回**

直近の取組と今後の方針

- 研修ニーズや課題の整理のため、相談支援機関に対するアンケート調査の実施

（支援の充実に向けた今後の取組方針）

支援者の対応力向上のため体系的な支援者向け研修等の実施に向けた検討

（参考）計画における記載

○生活場面「地域やまちで暮らす」抜粋

「地域における発達障がい者等の課題に関する情報共有を図るとともに、発達障がい児者支援体制整備検討部会において、発達障がい者支援センターの活動状況や府の支援策を評価した上で、発達障がい者地域支援マネジャーの活用などにより重層的な支援体制の構築を図るなど、診断の有無に関わらず、発達障がい児者のニーズに即した支援施策に取り組みます。」

◆ 大阪府発達障がい者支援センターの運営（地域生活支援課）

大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行うとともに、地域ごとに多様な支援ニーズに合ったきめ細かなコンサルテーションを実施していきます。

発達障害者支援センター運営事業

法令等による位置づけ

■設置根拠：発達障害者支援法第14条

○「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

○「『発達障害者支援センター運営事業の実施について』の取扱いについて」（平成24年4月5日厚生労働省社会・援護局障害保健部障害福祉課長通知）

大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか

運営委託：社会福祉法人
北摂杉の子会
事業開始：平成14年6月1日

※発達障がい者地域支援マネジャーを配置



- ①相談支援（来所、訪問、電話等による相談）
- ②発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- ③就労支援（就労に向けての相談等）

発達障がい児者・家族

支援

連携

- ④調整のための会議やコンサルテーション
- ⑤障害者総合支援法第89条協議会への参加

関係機関

相談支援事業所、児童発達支援センター、障がい児通所支援事業所、福祉事務所、医療機関、保育所、幼稚園、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等

- ⑥研修（関係機関、民間団体等への研修）

地域住民、企業

- ⑦普及啓発・研修

市町村の支援体制整備支援（発達障がい地域支援力向上事業）

取組の内容

地域支援マネジャーを配置し、市町村に出向き、自立支援協議会等と協働し、次の支援を実施

- ① 市町村における包括的な支援
（アセスメント支援、人材養成、包括的な支援体制づくりへの助言）
- ② 好事例の府域全体への普及支援

直近の取組と今後の方針

- 複数年度にわたって継続したフォローアップが可能となるよう、3年間を通じた段階的な支援ができる枠組みに変更（R6～）

（支援の充実に向けた今後の取組方針）
現在継続して活用している市町村の取組報告を通じたモデルケースの共有

実績

○5市に対してコンサルテーションを実施。

A市	サポートファイルの普及啓発とライフステージを通じた切れ目のない支援体制づくり
B市	市内の課題整理や庁内連携の活性化（Q－S A C C Sの実施）
C市	児童期と成人期の支援者の連携を地域で定着させることを目的に、合同研修を実施
D市	プロジェクトメンバーを選定し官民共同でQ－S A C C Sを実施
E市	教育と福祉の連携を目指した合同研修の実施

（参考）計画における記載

○生活場面「地域やまちで暮らす」抜粋（再掲）

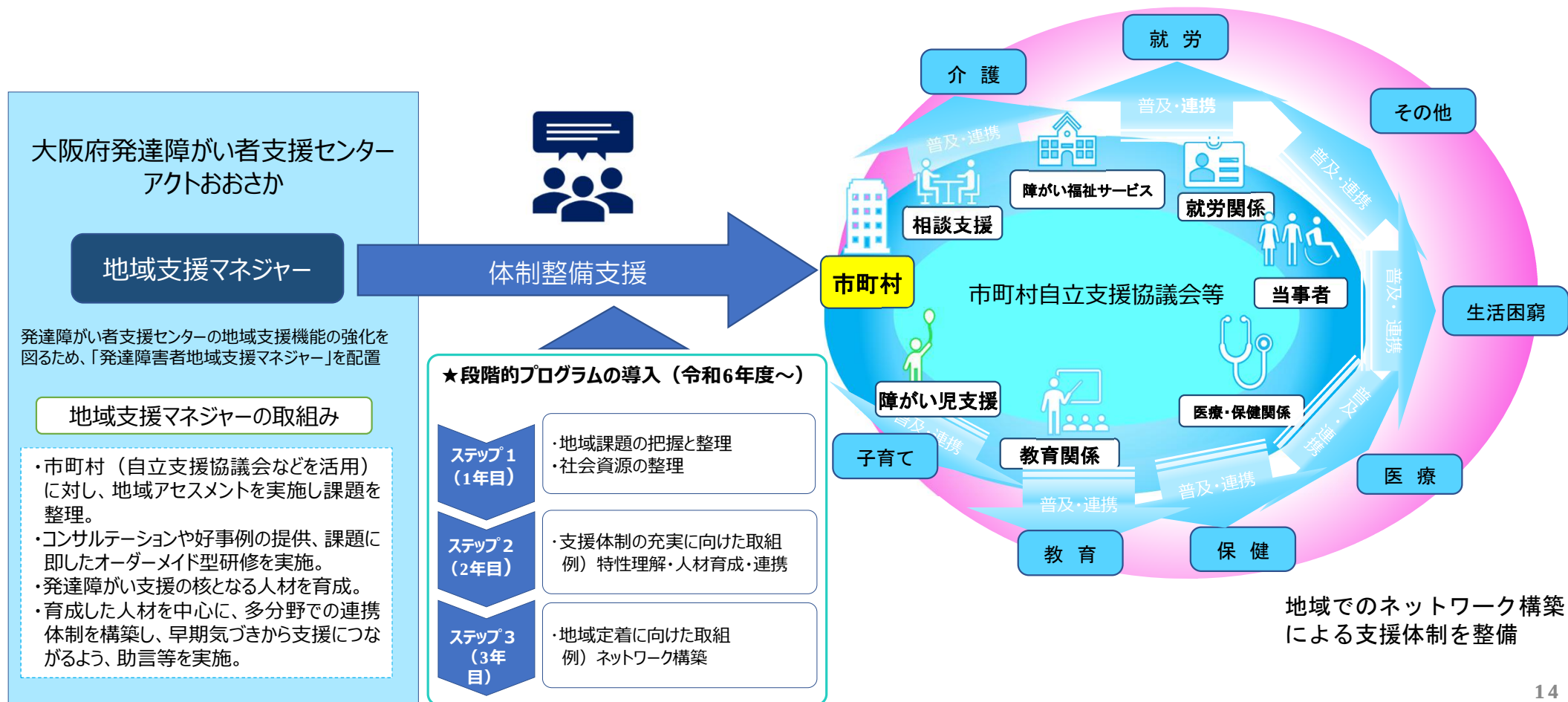
「地域における発達障がい者等の課題に関する情報共有を図るとともに、…（中略）…発達障がい者地域支援マネジャーの活用などにより重層的な支援体制の構築を図るなど、診断の有無に関わらず、発達障がい児者のニーズに即した支援施策に取り組みます。」

◆ 発達障がい児者施策の充実（地域生活支援課）抜粋

「広域自治体として、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組みを支援します。」

◆ 発達障がい者地域支援力向上事業のイメージ

発達障がい児者のライフステージに対応する一貫した支援を行うため、障がい福祉に留まらない各関連分野での、支援力向上・支援体制整備をめざす。



医療機関における初診待機期間の解消等（発達障がい医療機関初診待機解消事業）

取組の内容

発達障がいの診断に係る待機を解消するため、下記事業を実施することで、発達障がいの早期に診断する体制構築を図る。

- (1) 専門医師研修（精神科、小児科）
- (2) かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修
- (3) 連携体制構築（発達障がい専門医療機関ネットワーク）
- (4) 発達障がい診断前アセスメント力強化（R6～）

実績

- (1) 研修修了者数 **26人**（小児科） 8人（精神科）
- (2) 研修修了者数 **61人** ※対面開催のみ
- (3) 懇話会を**1回**実施し、各拠点医療機関において症例検討会を実施
豊能圏域：「根拠あるプランにつなげるアセスメントを学ぶ」
三島圏域：「児童・思春期にしやすいトラブルの理解」
「精神科臨床における運動・スポーツの意義」
北河内圏域：「発達障がいにおける医療とスクールカウンセラーの役割を考える」
中河内圏域：「神経発達症診療における地域連携のための研修会」
南河内圏域：「児童の性被害・性加害にいかに関わり、学校現場でどう対応するか」
泉州圏域：「げんクリニック発達外来開設までの道のり」
- (4) 診断前の子どもと関わる支援者向けに研修を実施 受講者**852人**

直近の取組と今後の方針

- (4) 医療と他分野の相互理解やアセスメント力強化を目指した事業の新設
その他、市町村説明会において初診待機の課題や取組に関する内容も追加
(支援の充実に向けた今後の取組方針)
- (2) 小児と成人で研修を分けて実施
- (3) 南河内圏域の拠点医療機関機能について方針を検討
登録医療機関に対する実態調査を実施し、課題の整理や検討を行う

（参考）計画における記載

○生活場面「学ぶ」「心や体、命を大切にする」抜粋

◆ 「発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保（地域生活支援課）」

「発達障がい児者の初診の待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を図ります。

拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討します。

各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図ります。また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取組みを推進します。

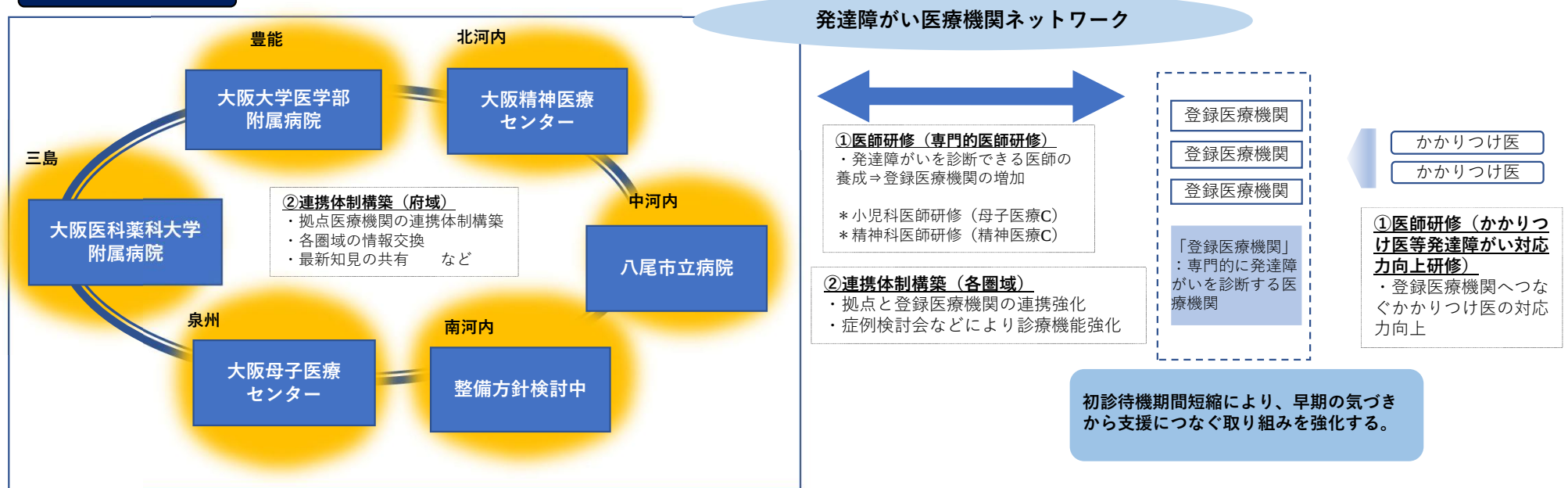
初診待機解消事業について

【事業概要】

発達障がいについて、初診待機期間の短縮により迅速かつ円滑な診断を行えるよう医療体制の充実を図る。

- ①医師研修：発達障がいを診断できる医師の養成、登録医療機関へつながかかりつけ医の育成
- ②連携体制構築：府域（拠点医療機関間）、圏域（拠点と登録医療機関）の連携体制を構築し、診療機能を強化
- ③アセスメント力の強化：アセスメントについての理解を深め、医療と地域の支援機関との相互理解を図る

拠点医療機関



家族支援の充実（ペアレント・メンター事業）

取組の内容

「ペアレント・メンター」の養成・スキルアップを目的とした研修を実施。
また、メンターの派遣に関する調整を行うコーディネーターを配置するとともに、メンターの活動を促進するため、市町村に対し説明会で説明。

※ペアレント・メンター：発達障がい児の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子育てに関する経験談の紹介や親目線での情報提供を行う。

実績

○メンター派遣件数 29件（参加保護者・支援者等 1,388人）

○主な派遣先

- ・市町村立の児童発達支援センター等で実施する保護者勉強会
- ・市町村が実施するペアレント・トレーニングのまとめの回での活用
- ・支援者養成研修
- ・小中学校の教職員向け研修会 等

○主な内容

- ・障がい受容からこれまで受けてきた支援、子育てのポイント等について
- ・家庭内や学校での工夫、利用している支援機関等について
- ・子育ての経験談や親目線での情報提供

直近の取組と今後の方針

- より多くの派遣依頼に応じられるよう、派遣経験4回以上のメンターは直接依頼元とやり取りを行う運用に変更

（支援の充実に向けた今後の取組方針）

メンターの他事業等における活用も視野に入れて、引き続き養成及び派遣を実施

（参考）計画における記載

○生活場面「学ぶ」

- ◆ 発達障がい児の家族支援の充実（地域生活支援課）抜粋

「ペアレント・メンターの協力を得て、小学生から年齢層を上げていき、メンターによる家族支援や活動の場の拡充を進めます。併せて、メンター事業については、活用促進の観点から一層の周知を図ります。」

【ペアレント・メンター事業の実施スキーム】

大阪府ペアレント・メンター運営委員会

- ・メンター(関係団体)代表、学識経験者、発達障がい者支援センターアクトおおさか、大阪府で構成
- ・府メンター事業のあり方や実施に関する事項等について検討・協議

事業の報告 ↑ ↓ 助言等

派遣に関する
連絡調整

発達障がい者支援センターアクトおおさか

ペアレント・メンター

派遣依頼 ↑ ↓ メンター派遣

市町村等

ペアレント・
トレーニング等

啓発や家族支
援を目的とした
研修・講演会等

メンター活動の場

家族支援の充実（発達障がいアドバイザー派遣事業）

取組の内容

身近な地域で家族支援が受けられる体制整備を促進するため、市町村において、発達障がい児者の家族に対し、子どもの発達障がいの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身に着けることを支援するペアレントプログラム等が継続的に実施できるよう、アドバイザーを派遣する。

①家族支援セミナー（基礎講座＋実践セミナー）

②アドバイザー派遣（3市町村 年6回まで）

実績

○希望のあった3市にアドバイザー（学識経験者等）を1名ずつ派遣

市	派遣回数	内容
A市	1回	既存の取組（トリプルP）からペアプロにシフトすべきかどうか等の相談
B市	5回	ペアプロ導入に向けた庁内説明会講師、事業設計に関する助言等
C市	5回	ペアトレ導入に向けた準備や人員体制に関する助言等

直近の取組と今後の方針

- より持続的な形でペアトレやペアプロ等の支援が実施され、身近な地域で家族支援が受けられる体制整備を促進するため、アドバイザー派遣事業を創設（R6～）

（支援の充実に向けた今後の取組方針）

先行自治体の実践事例の紹介等を通して、より多くの市町村で取組が進むよう支援

（参考）計画における記載

○生活場面「学ぶ」抜粋（再掲）

発達障がい児支援のための家族支援としてペアレントメンターの活用やペアレントトレーニング、ペアレントプログラムを実施する市町村を支援します。

◆ 発達障がい児の家族支援の充実（地域生活支援課）抜粋
「ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムは、市町村におけるスキルの共有等を図るため、担当者間の情報交換の機会等を提供し、市町村を支援します。」

事業の全体図

大阪府発達障がい家族支援 アドバイザー派遣事業

パターン1

◆家族支援プログラム
を**未実施**の市町村

アドバイザーのコン
サルテーションを受け
ながら持続可能な**事業
構築**を検討・予算確保
の計画。

パターン2

◆家族支援プログラムの**事業
継続に困難**を抱える市町村

アドバイザーの指導を
受けながら、プログラム
を実施することのできる
人材を育成。

本事業で組み立てた事
業計画に基づき、家族
支援プログラムを実施。

市町村が自走
できる体制を
めざす



STEP02



STEP01



アドバイザ
リーが伴走

市町村の状況に応じてペアトレ、ペアプロ等家
族支援の実施の枠組みや実施者の養成も含め、
持続可能な事業形態を検討する。

必要に応じてアドバイザ
リーの助言を得ながら市町
村が自走できる体制をめざ
す

市町村が予算確保※

大阪府が予算確保

家族支援セミナーの受講（基礎講座・実践セミナー）

※国の地域生活支援促進事業補助金等
を活用

発達障がいの理解促進のための取組（ブルーライトアップ・啓発セミナー等）

取組の内容

- （１）世界自閉症啓発デーにおけるブルーライトアップの実施
- （２）啓発ポスターや冊子の配布
- （３）啓発セミナーの開催（４月）
- （４）市町村の啓発に係る取組みの紹介
- （５）会議や研修等の場における取組内容の紹介

実績

- （１）毎年４月２日の世界自閉症啓発デーに府内のランドマークをライトアップ
- （２）保育士・幼稚園教諭研修実践講座受講者へ冊子の配布
冊子「ええやんちがっても」を希望者へ配布、府HPへ掲載
医療機関向け冊子を新規登録医療機関や養成研修修了者へ配布
厚生労働省作成のポスター 3,481枚を配布
- （３）「発達障がいと睡眠」渥美 正彦先生 申込者数 487人
- （４）各市町村において実施されるブルーライトアップ等の取組を府HPへ掲載
- （５）支援教育担当指導主事会、放課後児童健全育成事業市町村会議、メンター登録者のための基礎研修、発達障がい医師養成研修、かかりつけ医発達障がい対応力向上研修、発達障がいアセスメント力強化研修、私立幼稚園連盟総会等にて府の取組を紹介

直近の取組と今後の方針

- （１）株式会社海遊館に協力により、令和6年度から天保山大観覧車に加え、海遊館においてもブルーライトアップを実施
- （３）より多くの方に参加いただけるよう、試行的に滋賀県・兵庫県との共同実施により開催（R6）

（支援の充実に向けた今後の取組方針）

「ええやんちがっても」の配布、府ホームページの充実

（参考）計画における記載

- 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」
- ◆ 発達障がいに対する理解促進（地域生活支援課）
「発達障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより広く浸透し、深まっていくよう、啓発冊子の作成のほか、世界自閉症啓発デー（４月２日）における府内の主要施設のブルーライトアップや発達障がい啓発週間（４月２日から８日）における発達障がいに係る講演会等府民向けへの継続的な啓発活動を進めていきます。」

世界自閉症啓発デー（4月2日）・ブルーライトアップ



啓発セミナーの実施

令和6年度は令和7年4月20日に開催

オンラインセミナー

《共催》大阪府、滋賀県、兵庫県、塩野義製薬株式会社

世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間 2025

もっと知ろうよ、発達障がい

国連が定めた4月2日の「世界自閉症啓発デー」から4月8日までの一週間は、「発達障がい啓発週間」です。この時期に合わせて各地で様々な取組が行われており、大阪府、滋賀県、兵庫県でも啓発イベントとして、オンラインセミナーを開催します。この機会にみんなで発達障がいのことを考えてみませんか！

日時 4/20(日) 13:00～15:00

定員 1,000名（先着順）

参加費用 無料

講師 精神科医
日本睡眠学会総合専門医・指導医
渥美 正彦 先生
(医療法人上島医院 院長)

演題 発達障がいと睡眠
～睡眠専門医と考えるしくみと付き合い方～

下記URLか二次元コードから申込フォームへアクセスしてください。
<https://jgpos.task.asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/77815a6f-b48b-415b-8e5c-52b6e40f15ce/start>

申込締切: 令和7年4月11日(金) ※申込が定員に達した場合は、締切日前であっても受付を終了します。

※申込手続の詳細や、問合せ先、注意事項については裏面をご覧ください



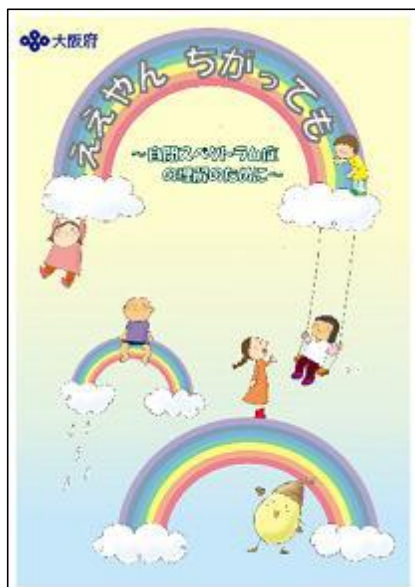
大阪府が作成した冊子・パンフレットなど

※大阪府ホームページからダウンロード可。下記URLまたは右側のQRコードからアクセスできます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/hattatsusyogai_osaka/hattatsu_rikai.html



一般の方向け



「ええやんちがってさ」
「知ってください 発達障がいのこと」
「発達障がいの理解のために」

支援者向け



「発達障がいのある方のための支援の引継等に関する手引き」
「発達障がいのある方等の支援の引継のためのサポートファイル作成・改定のポイント」
「乳幼児期からの発達支援 なんてかな…？ は気づきのスタート」
「発達障がいへの気づきと支援のポイント（実践編）」
「発達障がいのある方の身近な地域での支援のために」
「相談窓口のための発達障がい者支援プログラム」
「医療機関のみなさまへ 発達障がいのある人が安心して診療を受けるために」

医療機関向け



発達障がいに関する情報等の提供

取組の内容

発達障がいのある方や家族等が利用できるよう、下記の情報提供を行う。

(1) 発達障がいに関する相談先

大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさを府HPにて紹介

(2) 発達障がいの専門医療機関

発達障がい医療機関ネットワークに加盟している医療機関のうち、掲載可能な医療機関を府HPに掲載。

(3) セルフヘルプグループ

生きづらさを抱える当事者がグループを作り、それぞれの体験をもとに相互に助け合いながら、その課題に取り組むセルフヘルプグループを府HPで紹介。

(4) 発達障がいのある方の親の会

大阪府発達障害団体ネットワーク加盟団体のうち、掲載可能な団体を府HPに掲載。

※その他、府民向けセミナーはチラシや府HP、もずやんXにおいて周知

実績

(1) アクトおおさかのHPリンク

(2) 掲載医療機関数 74医療機関 (R7年2月時点)

(3) 掲載しているセルフヘルプグループ数 10

(4) 掲載している親の会の数 6

直近の取組と今後の方針

- 情報発信や研修動画のアップロード等を目的として、**YouTube**チャンネルの開設 (R6)

(支援の充実に向けた今後の取組方針)

(2) 行っている診療内容について調査の上一覧に掲載予定

(参考) 計画における記載

○生活場面「地域やまちで暮らす」

- ◆ 発達障がい児者施策の充実 (地域生活支援課) 抜粋

「▼大人への支援

発達障がい者支援センターなど相談窓口の周知を図るとともに、当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行います。

▼発達障がいがかかわれる人への支援

当事者の方の「困っている」という状態に着目して、ニーズに合った福祉や就労等の必要な支援につなげるとともに、周囲の人たちの理解を深めていくための啓発に取り組めます。」

○生活場面「楽しむ」

- ◆ 発達障がい者へのピアサポートによる支援 (地域生活支援課)

「当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行います」

ご意見をいただきたい点

- 次期計画期間（令和9年度～）において、さらなる施策の充実を図るため、発達障がい児者総合支援事業の各取組に関するご意見をお願いします。

※事業へのご意見のほか、各ライフステージや課題に対するご意見でもかまいません。